

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

7 神栖市業界研究会運営業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

神栖市長 石田 進

7 神栖市業界研究会運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

7 神栖市業界研究会運営業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務目的

「7 神栖市業界研究会運営業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

「7 神栖市業界研究会運営業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

2 業務に関する費用（見積限度額）

¥ 4, 1 3 4, 9 0 0（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約すること約束するものではない。また、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 公告日から受託候補者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年神栖町訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 市内に営業所を有する者は、市納税義務に対し完納していること。
- (6) 過去3年間（令和4年4月1日以降）において、国、都道府県又は市区町村の発注による本業務の内容と同種の業務を元請として受注した実績を有する者であること。

※同種の業務とは、学生就労支援及び企業人材確保支援に係る合同企業説明会の企画、運営業務のことをいう

4 担当部署（提出・問合せ先）

神栖市産業経済部企業港湾商工課 担当：鴨川・菅谷

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5（分庁舎1階）

電話：0299-90-1182（直通）

メールアドレス：kigyokowan@city.kamisu.ibaraki.jp

5 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

No	項目	期間等	備考
1	実施要領等の公開	7月25日（金）	市HPに掲載
2	参加表明書提出期間	7月28日（月）～ 8月 7日（木）	
3	質問書の受付	7月28日（月）～ 7月31日（木）	
4	質問の回答	8月 4日（月）	市HPに掲載
5	企画提案書提出期間	8月 4日（月）～ 8月19日（火）	
6	第1次審査（書類審査）	8月21日（木）（予定）	
7	第1次審査結果通知	8月22日（金）（予定）	
8	第2次審査（本審査）	8月29日（金）（予定）	
9	第2次審査結果通知	9月 2日（火）（予定）	
10	業務委託契約	9月中旬	

※「市HP」・・・神栖市ホームページ

6 参加表明書の提出について

参加希望者は、次により参加表明書を提出する

- （１）提出書類 参加表明書（様式第1号） 1部
- （２）提出期限 令和7年8月7日（木）午後5時必着
- （３）提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

- （４）提出先 神栖市産業経済部企業港湾商工課（前記4参照）

- （５）辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、本プロポーザルを辞退することをもって、当該辞退する者にその他の事業において不利益を生じせしめるものではない。

- ①提出書類 辞退届（様式第8号） 1部
- ②提出方法 持参又は郵送

※持参又は郵送の場合の留意事項については、前記（3）参照。

- ③提出先 神栖市産業経済部企業港湾商工課（前記4参照）

④提出期限 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時必着

7 質問書の受付及び回答

（１）提出期間

令和 7 年 7 月 2 8 日（月）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 5 時まで

（２）提出方法

質問は、質問書（様式第 2 号）に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「7 神栖市業界研究会運営業務に関する質問」とし、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

（３）提出先

神栖市産業経済部企業港湾商工課（前記 4 参照）

（４）回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 8 月 4 日（月）までに本市ホームページ上に掲載する。また、回答した内容は本要領及び仕様書等の追加又は修正事項として取り扱う。

8 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに関する提案書等は、次の方法で作成し提出すること。

（１）提出書類

①企画提案書表紙（様式第 3 号）

代表者印押印の上、企画提案書の鑑表紙として提出すること。

②会社概要（様式第 4 号）

③業務実績（様式第 5 号）

過去 3 年間（令和 4 年 4 月 1 日以降）の学生就労支援及び企業人材確保支援に係る合同企業説明会の企画、運営業務の契約実績を記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

④業務実施体制（様式第 6 号）

業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

⑤企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。

⑥業務工程表（任意様式）

⑦見積書（様式第 7 号）

消費税及び地方消費税を含む本業務の提案見積価格を記載すること。また、内訳書（任意様式）も添付すること。

（２）企画提案書に係る作成要領

- ・用紙はA４版とし、表紙を除いて２０ページ以内で両面印刷とする。
※A３版の資料を挿入する場合、A４版２ページ分としてカウントする（片面印刷とし、A４サイズに折ること。）。
- ・書式は横書きとし、文字サイズを１１ポイント以上とする。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ・詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、委託者と受託事業者の役割を区分し提案すること。
- ・企画提案書は、必要最低限に留めること。

（３）提出部数

「７．企画提案書等の作成及び提出 （１）提出書類」①～⑦の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA４ファイルで提出すること。

- ・正本 １部（代表者印押印のもの）
- ・副本 ６部（正本の写し）

（４）提出期限 令和７年８月１９日（火） 午後５時必着

（５）提出方法 持参又は郵送

※持参の場合・・・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。

※郵送の場合・・・配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

（６）提出先

神栖市産業経済部企業港湾商工課（前記４参照）

９ 審査方法等

本プロポーザルの審査は「７神栖市業界研究会運営業務プロポーザル審査要項」に基づき実施し、その審査結果により受託候補者を決定するものとする。

１０ 審査結果の通知

審査結果は、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で郵送する。

第１次審査通知日 令和７年８月２２日（金）予定

第2次審査通知日 令和7年9月 2日（火）予定

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （2）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4）見積書の金額が「2 業務に関する費用（見積限度額）」を超過した場合
- （5）選考の公平性を害する行為があったと認められる場合
- （6）前各号に定めるもののほか、審査委員長が失格とすべきものと認めた場合

1.2 契約手続

仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

本業務の目的達成のため、受託候補者との協議のうえ、契約の締結段階で必要な範囲において、項目を追加、変更または削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、受託候補者の辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

1.3 その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- （3）理由の如何によらず、提出書類は返却しない。
- （4）提出書類を市が受託候補者の選定以外に使用しようとする場合には、あらかじめ提出者から書面による承諾を得るものとする。
- （5）書類の作成、提出及び説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- （6）業務実施体制（様式第6号）に記載した配置予定の統括技術者、主任技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、神栖市と協議の上、決定するものとする。

(7) 神栖市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出るものとする。

※本プロポーザルの受託候補者選定前において公開請求があった場合であって、当該請求に基づく公開が本プロポーザルによる受託候補者決定に影響する可能性があるとは認められる情報については、受託候補者決定後の公開とする。

1 4 企画提案書等の著作権の取扱い

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写という。）することができるものとする。